

教育・保育給付認定を受けて利用する認可保育施設について

区分	幼稚園	認定こども園		保育所	地域型保育事業	
		教育利用	保育利用		地域枠の利用児童	従業員枠の利用児童
給付認定	教育給付認定（１号認定） ▶ 満３歳以上で保育を必要としない子ども		保育給付認定（２号認定） ▶ 満３歳以上で保育を必要とする子ども 保育給付認定（３号認定） ▶ 満３歳未満で保育を必要とする子ども			
施設の目的	幼少期の教育を行う学校	教育と保育を一体的に行う施設		就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育をする施設		
施設の特徴	保護者の就労の有無などに関わらず、利用可能	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設		利用できる保護者は、共働き世帯など、家庭で保育できない方		
利用対象年齢	満３～５歳児		０～５歳児		０～２歳児	
利用時間	４時間を基準に各園で定める教育時間		保護者の就労時間等によって、施設を利用できる ・保育標準時間認定 １日１１時間までの利用（就労の場合、月１２０時間以上勤務） ・保育短時間認定 １日 ８時間までの利用（就労の場合、月 ６４時間以上勤務）			
休み	土曜、日曜、祝日 夏・冬・春に長期休日あり		日曜、祝日、年末年始など			
保育料	無料		・３～５歳児 無料 ・０～２歳児 住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯は前年度または当年度の市町村民税所得割額により金額を決定 （第３子以降無償。多子同時入所や、ひとり親世帯等の場合に軽減制度あり）		市が定める額を上限とし、各施設で料金を決定	
利用選考	受入可能数により各施設が選考		保育の必要度に応じて、市が基準に基づき利用調整		受入可能数により各施設が選考	